

【報告事項】 これまでの状況と 今後の検討スケジュールについて



平成29年7月4日

企業総務部経営戦略課官民連携推進室

在り方検討委員会の開催

【第1回委員会】

日 時：平成29年4月19日（水）
9時から10時35分

場 所：新館5階251A会議室

出席者：委員 5名

議 題：大津市ガス事業の在り方検討における
基本方針（案）について



【第2回委員会】

日 時：平成29年5月9日（火）
16時から17時5分

場 所：新館5階251A会議室

出席者：委員 5名

議 題：大津市ガス事業の在り方検討における
方向性について



これまでの審議状況

【第2回委員会での方向性の提言（委員長まとめ）】

- ガス小売事業、一般ガス導管事業の全てを今までどおり官のみ（＝公営）で行うことは困難である。民の力を一部分でも取り入れていく方が良い
- ガス小売事業については、新規事業などを機動的に開始することができ、その結果、市民サービスの向上が期待できることから、民に任せる方が良い
- 料金設定については、市民に安心感をもっていただく観点から完全に民に任せるべきか、引き続き議論が必要である
- 一般ガス導管事業については、市民に安心感をもっていただく観点から、これまでどおり官にて実施することが望ましい
- 緊急保安対応については、現体制を維持し続けることが困難であるという課題があるため、これを民に任せることで課題を解決することができるが、緊急保安対応を完全に民に任せることが法的に許容されるのか、また、完全に民に任せるべきかについては、関係省庁と調整しながら引き続き議論が必要である

【引き続き検討すべき課題】

- 小売事業と導管事業について、部門別（セグメントベース）での損益を提示すること
- 一般ガス導管事業のうち、どの業務を民に任せるのかを検討する必要がある
- 既存の出資会社と今後どのように連携していくべきか検討する必要がある

市議会施設常任委員会への報告

【開催】

日 時：平成29年5月12日（金）

10時から10時45分

場 所：本館4階第1委員会室

出席者：常任委員会委員 9名

【議題】

大津市ガス事業の在り方検討委員会の審議状況
と今後の取組予定について



【委員意見】

- 市民にとってどういったメリットがあるのか広く知らせていただきたい
- 大口のお客様が離脱した場合の経営シミュレーションを今後示していただきたい 等

【委員長まとめ】

- 今後のスイッチングの状況など、経営環境の変化に注視するとともに、十分な経営分析等を行いながら、本件に関する実施方針（案）の策定に向けた取り組みを進めていただきたい

市議会施設常任委員会への報告

【開催】

日 時：平成29年6月22日（木）

10時50分から11時50分

場 所：本館4階第4委員会室

出席者：常任委員会委員 9名

【議題】

大津市ガス事業の在り方検討について
～検討経過及び今後のスケジュール

【委員意見】

- お客様ニーズの的確な把握に努めていただきたい
 - 将来の需要予測を行ったうえでの経営シミュレーションを示し、適切な経営判断を行っていただきたい
 - 本検討について、市民に対して広く周知していただきたい
- 等



基本方針の策定

【基本方針策定の経過】

- 平成29年4月に、基本方針（案）を公表した
- 平成29年4月～5月に、本委員会にて基本方針（案）に関してご審議を頂き、意見及び検討の方向性の提言を受けた
- 平成29年6月に、本委員会での提言内容を踏まえ、基本方針を策定した

【基本方針（案）からの主な変更箇所】（基本方針P26～27に記載）

- 事業運営形態については、公共施設等運営権方式を活用するが、市が出資等の関与を行うかは今後の議論とする
- 事業範囲については、小売事業及び導管事業の一部業務とするが、詳細については今後の議論とする

スイッチングの状況について

● H29.6.1時点の状況。なお、平成28年度の年間販売量実績は約1億6,900万 m^3

お客様A	・用途：公用 ・年間使用量：約15万 m^3	H29.4より他社へスイッチング
お客様B	・用途：工業用 ・年間使用量：約100万 m^3	H29.4より他社へスイッチング
お客様C	・用途：公用 ・年間使用量：約300万 m^3	他社と価格対抗 H29.4より新料金で契約維持
お客様D	・用途：工業用 ・年間使用量：約45万 m^3	他社と価格対抗 H29.6より新料金で契約維持
~~~~~		
お客様E	・用途：商業用 ・年間使用量：約60万 $\text{m}^3$	H29.8より他社へスイッチング
お客様F	・用途：商業用 ・年間使用量：約40万 $\text{m}^3$	H29.8より他社へスイッチング
⋮	⋮	⋮

➡現状、本市の総販売量の約7割を占める年間使用量10万 $\text{m}^3$ 以上のお客様に対し、販売攻勢が行われ、競争が激しくなりつつある

# 今後のスケジュール（予定）

## 平成29年度

- ✓ 4月～ : 在り方検討委員会での調査・審議  
実施方針(案)の作成に向けた検討（※詳細は次頁に記載）
- ✓ 11月 : 実施方針に関する議案の上程

### 以下、条例が可決された場合のスケジュール

- ✓ 12月 : 実施方針の公表
- ✓ 2月 : パートナー事業者選定委員会の設置に関する議案の上程

## 平成30年度

- ✓ 4月 : 公募によるパートナー事業者選定開始
- ✓ 10月 : パートナー事業者決定
- ✓ 10月 : 新会社の設立
- ✓ 11月 : 運営権設定に関する議案の上程
- ✓ 12月 : 市からパートナー事業者へ株式（一部）譲渡
- ✓ 1月～3月 : 市から新会社への業務引き継ぎ

## 平成31年度

- ✓ 4月 : 事業の開始（新たな事業運営形態への移行）



# 実施方針（案）の作成に向けた検討スケジュール（予定）

	在り方検討委員会	作業
7月	4 日 ●第3回委員会 【内容】事業スキームの考え方、重要論点の整理、 マーケットサウンディングについて ほか	マーケットサウンディング
	下 旬 ●第4回委員会 【内容】新会社の構築に向けた考え方、 事業範囲の検討 ほか	
8月	下 旬 ●第5回委員会 【内容】経営・財務分析について、事業内容の 詳細検討、実施方針(案)の概略検討	新会社の構築に関する検討
9月	下 旬 ●第6回委員会 【内容】実施方針（案）の検討	財務・経営シミュレーション
		事業範囲(内容)の検討
10月	上 旬 ●実施方針（案）の答申	事業スキームの検討
	実施方針に関する議案の作成	実施方針(案)作成
11月	実施方針に関する議案の上程	要求水準の検討

※上記の記載内容については、現時点での想定です。

※第4回以降の委員会は、非公開の予定です。

# 【参考】PFI法に基づく実施の手続きと必要な書類等

- コンセッション方式の実施手続きや策定すべき書類等はPFI法に規定されている
- 実施には議会の可決に基づいて条例により定めることが規定されている

